

県北広域振興局長告示第22号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項の規定により、平成24年4月1日付けで指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したものとみなす。

平成24年4月24日

県北広域振興局長 松岡 博

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0330700014	地域生活支援センター久慈	久慈市門前第1地割151番地1	社団医療法人祐和会
0330700022	恵水園相談支援事業所	久慈市小久慈町第65地割16番地2	社会福祉法人修愛会
0330700030	ひばり障害者支援センター	久慈市天神堂第32地割8番地	社会福祉法人天神会
0330700048	チャレンジドセンター久慈相談支援事業所	久慈市長内町第18地割14番地3	社会福祉法人修倫会
0330700055	琥珀の泉相談支援事業所	久慈市夏井町閉伊口第4地割35番地6	特定非営利活動法人琥珀の泉

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0330700014	地域生活支援センター久慈	久慈市門前第1地割151番地1	社団医療法人祐和会
0330700022	恵水園相談支援事業所	久慈市小久慈町第65地割16番地2	社会福祉法人修愛会
0330700030	ひばり障害者支援センター	久慈市天神堂第32地割8番地	社会福祉法人天神会
0330700048	チャレンジドセンター久慈相談支援事業所	久慈市長内町第18地割14番地3	社会福祉法人修倫会
0330700055	琥珀の泉相談支援事業所	久慈市夏井町閉伊口第4地割35番地6	特定非営利活動法人琥珀の泉